

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和3年12月10日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

北陸地方整備局長 岡村 次郎

- |  |  |
|--|--|
| <p>1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域</p> <p>一般国道17号 魚沼市十日町字宮田174番 から<br/>同市虫野字東浦415番2 まで</p>  | <p>図面縦覧場所</p> <p>北陸地方整備局及び<br/>同局長岡国道事務所</p> |
| <p>2 制限の対象とする占用物件</p> <p>新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。</p> |  |
| <p>3 占用を制限する理由</p> <p>緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。</p>   |  |
| <p>4 占用の制限の開始の期日 令和3年12月11日</p>  |  |

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和3年12月15日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月15日

北陸地方整備局長 岡村 次郎

- |   |  |                        |
|---|--|------------------------|
| 1 道路の種類及び路線名  | 占用を制限する区域  | 図面縦覧場所                 |
| 一般国道49号   | 新潟県東蒲原郡阿賀町野村字西枇杷の坂2109番 から<br>同町野村字上野田ノ原2232番 まで | 北陸地方整備局及び<br>同局新潟国道事務所 |
| 2 制限の対象とする占用物件  |  |                        |
| 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 |  |                        |
| 3 占用を制限する理由   |  |                        |
| 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。  |  |                        |
| 4 占用の制限の開始の期日 令和3年12月16日  |  |                        |

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和3年12月22日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月22日

北陸地方整備局長 岡村 次郎

- |   |   |                                       |                        |
|---|---|---------------------------------------|------------------------|
| 1 | 道路の種類及び路線名  | 占用を制限する区域                             | 図面縦覧場所                 |
|   | 一般国道49号   | 新潟市中央区美の里263番4 から<br>同市中央区美の里249番1 まで | 北陸地方整備局及び<br>同局新潟国道事務所 |
| 2 | 制限の対象とする占用物件<br>新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 |                                       |                        |
| 3 | 占用を制限する理由<br>緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。   |                                       |                        |
| 4 | 占用の制限の開始の期日 令和3年12月23日  |                                       |                        |

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和3年12月24日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月24日

北陸地方整備局長 岡村 次郎

- | 1 道路の種類及び路線名  | 占用を制限する区域                                  | 図面縦覧場所                 |
|---|--|------------------------|
| 一般国道7号、8号<br>17号及び49号   | 新潟市東区紫竹五丁目1081番2 から<br>同市中央区紫竹山三丁目567番1 まで | 北陸地方整備局及び<br>同局新潟国道事務所 |
| <p>2 制限の対象とする占用物件<br/>新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。</p> |  |                        |
| <p>3 占用を制限する理由<br/>緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。</p>   |  |                        |
| <p>4 占用の制限の開始の期日 令和3年12月25日</p>   |  |                        |

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和3年12月28日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

北陸地方整備局長 岡村 次郎

- 1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域  
一般国道41号 富山市町長285番1 から  
同市町長356番 まで

図面縦覧場所  
北陸地方整備局及び  
同局富山河川国道事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

- 4 占用の制限の開始の期日 令和3年12月29日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和3年12月28日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

北陸地方整備局長 岡村 次郎

- |   |   |                        |
|---|---|------------------------|
| 1 道路の種類及び路線名  | 占用を制限する区域                                   | 図面縦覧場所                 |
| 一般国道17号   | 小千谷市大字蕨生字広田甲2418番3 から<br>同市大字蕨生字広田甲2216番 まで | 北陸地方整備局及び<br>同局長岡国道事務所 |
| 2 制限の対象とする占用物件  |   |                        |
| 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 |   |                        |
| 3 占用を制限する理由   |   |                        |
| 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。  |   |                        |
| 4 占用の制限の開始の期日 令和3年12月29日  |   |                        |

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和3年12月28日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

北陸地方整備局長 岡村 次郎

- |  |  |
|--|--|
| <p>1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域</p> <p>一般国道17号 南魚沼郡湯沢町大字神立字宮林894番3 から<br/>同町大字神立字宮林889番2 まで</p>  | <p>図面縦覧場所</p> <p>北陸地方整備局及び<br/>同局長岡国道事務所</p> |
| <p>2 制限の対象とする占用物件</p> <p>新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。</p> |  |
| <p>3 占用を制限する理由</p> <p>緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。</p>   |  |
| <p>4 占用の制限の開始の期日 令和3年12月29日</p>  |  |